

令和8年度 支所発地域力向上支援金事業募集要項

芹田支所

1 主旨

芹田支所では、次のとおり、「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

2 交付対象者

芹田地区内で地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は当該活動をしようとする団体。団体の構成員には、芹田支所管内に居住又は支所管内の事業所に勤務する者を含むものとします。

3 交付対象事業

芹田地区住民自治協議会の構成団体については、新規の事業が対象となります。その他の団体については、既存の事業であるか新規の事業であるかは問いません。

(1) 地域住民の保健福祉の充実を目的とする次に掲げる事業

- ア 地域の高齢者等の支援を目的としたもの
- イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的としたもの
- ウ 地域の福祉の向上を目的としたもの
- エ 地域住民の保健福祉の充実を進めるために必要な機器等の購入

(2) 地域住民の教育や文化の振興を目的とする次に掲げる事業

- ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供するもの
- イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進めるもの
- ウ 地域の青少年の健全育成を目的としたもの
- エ 地域住民の教育や文化の振興を進める上で必要な機器等の購入

(3) 地域の安全安心の実現を目的とする次に掲げる事業

- ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行うもの
- イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行うもの
- ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援するもの
- エ 地域の安全安心の実現を図る上で必要な機器等の購入

(4) 地域の環境保全や景観形成を目的とする次に掲げる事業

- ア 地域の環境美化を行うもの
- イ 地域の景観の維持保全を進めるもの
- ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行うもの
- エ 地域の環境保全や景観形成に必要な機器等の購入

(5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する次に掲げる事業

- ア 地域内での産業振興、雇用確保を図るもの
- イ 地域資源を活用した特産物の振興を図るもの
- ウ 地域の資源を守り、地域の振興を目指すもの
- エ 地域の活性化及び課題の解決を目的とした事業に必要な機器等の購入

4 交付対象外事業

- (1) 宗教的又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求するもの
- (4) その他適当でないと認められるもの

5 交付対象経費

3の交付対象事業に要する経費

【交付対象外の経費】

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる物品(備品相当:税別3万円以上のものに限る。)の購入に要する経費
- (3) 特定の個人が所有し、又は占有する物品等の購入に要する経費
- (4) 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) その他組織の運営に係る経費等

6 支援金の交付額

- (1) 交付対象事業費
5万円以上

- (2) 交付率
10/10以内

- (3) 交付限度額

交付限度額は、1事業当たり原則として20万円とします。ただし、予算の範囲内で交付限度額に30万円を限度として加算することができます。

7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書(申込書)」を芹田支所へ提出してください。なお、提出時に計画書について事前確認を行います。

(2) 募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月19日(金)

8 選考方法等

(1) 次に掲げる者で構成する選考委員会による選考で支援対象事業を決定します。

- ・芹田地区住民自治協議会長
 - ・芹田地区住民自治協議会副会長
 - ・芹田地区住民自治協議会会計
 - ・芹田地区住民自治協議会企画調整部会長
 - ・芹田地区区長会ブロック長 3名
 - ・芹田地区住民自治協議会事務局長
 - ・芹田支所長
- 以上9名

(2) 事業の選考は次の視点に適合し、かつ、初めて支援金申請する団体の対象事業を優先します。

- ア 事業の必要性(地域にとっての必要性)
- イ 費用の適正性(費用負担、積算方法の適正性)
- ウ 事業の効果(受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題)
- エ 事業の将来性(事業終了後の自立と発展)

(3) 提出された事業計画書(申込書)に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- ア 実施日時 令和8年6月25日(木) 15時～
- イ 実施場所 芹田支所会議室
- ウ 所要時間 プレゼンテーション10分、質疑10分

(4) 交付対象事業は、令和9年2月26日(金)までに終了するものとします。

(5) 事業が完了したときは、「事業実績報告書」を事業の完了した日から15日以内に提出するものとします。概算払により支援金の交付を受け、未使用の支援金がある場合は返納していただきます。

9 交付対象事業の公表

交付対象となった事業、団体名等を市ホームページ等で公開します。

また、事業実施後に提出していただいた「事業実施報告書(自己評価)」は、支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で公表します。